

企画競争説明書

業務名称：エジプト国特別活動を中心とした日本式教育モデル
発展・普及プロジェクト

調達管理番号：21a00307

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年6月16日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年6月16日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：エジプト国特別活動を中心とした日本式教育モデル発展・普及プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年9月～2027年11月

以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年9月～2023年8月

第2期：2023年9月～2025年9月

第3期：2025年10月～2027年11月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限しません。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限しません。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の第1期の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：小菅 恵理子 Kosuge.Eriko2@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

本件は特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定

する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2021年6月25日（金）12時

（2）提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2021年7月1日（木）までに当機構ウェブサイト上にて行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2021年7月16日（金）12時

（2）提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

1）プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2）本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料
「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書

[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

本邦研修に係る経費

広域セミナーに係る経費

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

a) 国内研修費（国内事業費）：2,000千円/回

b) 広域セミナー実施経費：5,000千円/回

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) EGP 1 = 7.033780 円

b) US\$ 1 = 109.811000 円

c) EUR 1 = 134.026000 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／教育計画
- b) PMU 能力強化／制度化
- c) 全人的教育／学校運営
- d) 教育評価／効果測定

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 81 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点

40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年8月6日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。

詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：教育行政・学校運営にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／教育計画
- PMU 能力強化／制度化
- 全人的教育（特別活動）／学校運営
- 教育評価／効果測定

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／教育計画）】

- a) 類似業務経験の分野：教育計画にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：エジプト国及びその他全途上国

- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 PMU 能力強化／制度化】

- a) 類似業務経験の分野：組織能力強化、プロジェクトマネジメントにかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：エジプト国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 全人的教育（特別活動）／学校運営】

- a) 類似業務経験の分野：全人的教育（特別活動）にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：担当分野 教育評価／効果測定】

- a) 類似業務経験の分野：教育評価、効果測定にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：エジプト国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(20)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／教育計画	(16)	(7)
ア) 類似業務の経験	6	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	3	1
エ) 業務主任者等としての経験	3	1
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇	—	(7)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	1
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(4)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	4	4
イ) 業務管理体制	—	2
(2) 業務従事者の経験・能力：PMU 能力強化／制度化	(10)	
ア) 類似業務の経験	5	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	0	
(3) 業務従事者の経験・能力：全人的教育（特別活動）／学校運営	(10)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	

エ) その他学位、資格等	3
(4) 業務従事者の経験・能力：教育評価／効果測定	(10)
ア) 類似業務の経験	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1
ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	2

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：2021年7月26日（月）10：00～

（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

（1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

（2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

a) Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

b) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「エジプト国特別活動を中心とした日本式教育モデル発展・普及プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 本事業の背景

エジプト政府は、すべての人に公平で質の高い教育の提供を2030年までに実現することを目指している。安倍首相とエルシーシ大統領は2015年1月の首脳会談において、EJEP（エジプト日本教育パートナーシップ）を策定し、就学前段階から高等教育の幅広い教育分野で協力を促進することで一致した。このうち基礎教育分野においては、生徒の全人的発達を促す日本式教育（特別活動：学級会、日直、学校行事等を中心としたもの）に関心が示され、これを受け両国政府は2017年2月より「学びの質向上のための環境整備プロジェクト」（以下「先行事業」という。）に着手した。

先行事業では、日本の特別活動、学校運営及び学級経営、「遊びを通じた学び（就学前）」などを参考にした教育活動をエジプトの公立校（幼稚園～小学4年生まで）に導入し、全人的教育のモデルづくりや、これを推進する教育行政官等の能力強化を支援した。先行事業は活動実践ガイドライン（幼稚園～小学4年生）の整備、特活オフィサー（Tokkatsu Officer：TO）と呼ばれる特活の指導主事（80名）を育成した。さらに、新設のエジプト日本学校（EJS）²を中心とする公立校で全人的教育が実践され、子どもたちの協調性や、自己肯定感、問題解決能力が高まるなどの変化が確認された。

エジプト政府はこれまでの知識偏重、理論中心の学びから、問題解決能力や協調性、自己管理能力などのライフスキルの獲得を目的とした学びに転換するため、先行事業に並行し2018年から大規模なカリキュラム改革に着手している。段階的に新教育システム「Education2.0」へ移行すべく、2018/19学年度に幼稚園及び小学1年生から新しいカリキュラムの導入を進め、2030年までに後期中等教育までをカバーする方針

² エジプト政府の取組により新たに設置された学校でEgyptian-Japanese Schoolと呼ばれる。エジプト教育省の省令により、新設EJSは全人的教育モデルを実施する学校として定められている。

日本の特別活動（通称「特活」）を参考としていることから、先行事業で導入された全人的教育モデルをエジプトではTokkatsu Modelと呼ぶ。Tokkatsu Modelsの中には対象となる学校別に次の種類があり、それぞれで実施する活動の内容・メニューが異なる。①エジプト政府が新たに設置したエジプト日本学校で実施するものを「Tokkatsu plus」（特活に加え遊びを通じた学びや学校運営を含む）という。②エジプト日本学校と対をなし、経験共有を行っていく学校として公立校から選定された学校を「既存校」と呼び、そこで実施されるものを「Medium level Tokkatsu」と言う。③全国の公立校（「一般校」と呼ぶ）において新カリキュラムに基づき実施されるものを「Mini-Tokkatsu」と言う（カリキュラム上はTokkatsuであるが、便宜的にMini-Tokkatsuと呼ぶ）。

である。なお、小学生の新カリキュラムには日本の特別活動をモデルとした「Mini-Tokkatsu」³の正式導入が決定され、全公立校で実施する方針となった。

本事業は、当国の教育政策・改革に則り、先行事業で開発した全人的教育の持続的普及を担保すべく、エジプト政府当局の執行能力と体制強化を支援するものである。

第3条 本事業の概要

(1) 本事業名

特別活動を中心とした日本式教育モデル発展・普及プロジェクト

(2) 上位目標

普及戦略⁴で2030年を達成目標として設定した数の公立校において、全人的教育モデルが適切に実施されている。

(3) プロジェクト目標

普及戦略で2027年を達成目標として設定した数の公立校において、全人的教育モデルが適切に実施されている。

(4) 成果

成果1：PMU⁵において全国的な全人的教育モデルの実施を管理する人材が育成される。

成果2：全人的教育モデルを実践するため必要なカリキュラムフレームワーク、教員ガイド等の教材が開発される。

成果3：学校レベルにおいて、全人的教育モデルを実施するための人材が育成される。

(5) 活動

<PMUのエンパワーメント>

活動1-1：PDMに記載された各活動の実施プロセスを記載した執務要領(Standard Operation Procedure: SOP)を作成、更新、承認する。

活動1-2：SOPに記載された全ての活動について、スケジュール及び予算策定を行い、PMU及び関係部局の年間業務計画に位置付ける。

活動1-3：学校における全人的教育モデルの実践と、子どもたちのパフォーマンスのモニタリングを行う。

活動1-4：一般校、既存校、パイオニア校及びEJSにおいて、ベースライン、中間、及びエンドライン調査を行う。

活動1-5：全人的教育モデルの実践のベストプラクティスを蓄積・共有するためのプラットフォームを整備する。

活動1-6：進捗に従い、全人的教育モデル普及戦略の改訂を行う。

<PMUスタッフの能力開発>

活動1-7：他関係部局と調整を図りながら、全人的教育モデルの普及と質の高い実践を保証するため、PMUスタッフに対して能力強化プログラム(技術面及びマネジメント面)を提供する。

³ 脚注2参照。新カリキュラムに導入され、全ての公立校で実施することが義務付けられている。具体的には「日直(One-day class coordinator)」「学級指導(Class instruction)」「学級会(Classroom discussion)」の3つの活動を実施する。

⁴ 先行事業の中で普及戦略を策定することとなっている。同戦略の中で、全国約1.8万校の一般校に全人的教育モデルを導入・普及する方法、戦略、その想定スケジュールを明らかにする。

⁵ プロジェクトマネジメントユニット。PMUは省令によって設置され、EJSに関わる全ての監督、フォローアップ、マネジメントを所掌し、また特別活動の全国一般校への普及・実施に当たっても特別活動が適切に理解され、実践されることに責任を持つことと規定されている。

活動 1－8：TO 及び PMU の調査研究チームに対し、TTCS プロポーザル⁶に基づく能力強化プログラムを提供する。

＜小学 5 年から中学 3 年までの教材開発⁷＞

活動 2－1：全人的教育モデルの実践に必要なカリキュラムフレームワーク、教員ガイド等必要な教材を開発、承認する。

活動 2－2：これまで開発した全人的教育モデルの実践に必要なカリキュラムフレームワーク、教員ガイド等必要な教材を改訂し、承認する。

＜新カリキュラム導入にかかる全国カリキュラム研修及び現職教員研修への技術支援＞

活動 2－3：教育省が実施する全国カリキュラム研修で活用するための Mini-Tokkatsu 用研修モジュールや教材を開発する。

活動 2－4：教育省が計画し、県・地区教育事務所等によって実施される現職教員研修で活用するための Mini-Tokkatsu にかかる研修モジュール及び教材を開発する。

＜公立校以外への支援＞

活動 2－5：全人的教育モデルを推進するため、大学の教育学部や私立学校等に対し、全人的教育モデルにかかる研修モジュールや教員ガイド等の教材を提供する。

＜EJS、既存校及びパイオニア校の能力強化＞

活動 3－1：EJS、既存校及びパイオニア校の校長及び教員に対して研修を実施する。

活動 3－2：学校レベルでの全人的教育モデルの実践を強化するため、TO は学校のモニタリングを行う。

＜一般校の能力強化＞

活動 3－3：全国カリキュラム研修の講師に対して、Mini-Tokkatsu にかかる研修を、段階的、分権的に実施する。

活動 3－4：県及び地区教育事務所により実施している現職教員研修に TO を講師として派遣する。

＜EJS、既存校、パイオニア校及び一般校間の経験共有・学び合い＞

活動 3－5：県及び地区教育事務所とともに定期的な経験共有を段階的に、分権的に実施する。

活動 3－6：Education2.0 担当の指導主事に対し、Mini-Tokkatsu にかかる研修を実施し、助言する。

活動 3－7：学校レベルでの全人的教育モデルの実践を強化するため、Education2.0 担当の指導主事は学校のモニタリングを行う。

活動 3－8：TTCS にかかるパイロットプロジェクトの成果がどのように他の教育実践者（校長、教員、Education2.0 担当指導主事等）に対し適用されうるか検討する。

（6）対象地域

エジプト全土（ただし、治安等の状況により日本人専門家の渡航範囲は別途定

⁶ TTCS: Tokkatsu Training Certification System(特活研修認証制度)の略。本事業終了後も持続的に全人的教育モデルの普及・実践を担うエジプト人の人材育成を行っていくため、先行事業の中でエジプト側より構築提案があったもの。自立発展性強化の観点からどのようなことが必要かを検討するため（学習成果目標、研修内容等）、先行事業において同制度のパイロットプロジェクトを行っており、同活動の成果や教訓等を提言（プロポーザル）としてまとめる予定。

⁷ 先行事業において小学 1～4 年生までのカリキュラムフレームワーク、教材等を開発済。本事業では新たに小学 5 年生以降の教材等を開発する。

められます)

(7) 協力期間

2021年10月～2027年9月(6年)

(8) 関係官庁・機関

教育省(プロジェクトマネジメントユニット(PMU)及び基礎教育局やカリキュラム開発局等のその他関係部局)、TO、県教育事務所・地区教育事務所、対象校(EJS、既存校、パイオニア校、一般校)⁸

第4条 業務の目的

エジプト「特別活動を中心とした日本式教育モデル発展・普及プロジェクト」に関し、当該事業にかかるR/Dに基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、当機構が2021年5月4日にエジプト政府と締結したR/D(Record of Discussions)に基づいて実施される「特別活動を中心とした日本式教育モデル発展・普及プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を遂行し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

なお、本事業の実施に当たっては、本契約とは別に長期専門家2名(チーフアドバイザー、Tokkatsu実践)を配置する予定である(長期専門家の業務内容は配布資料を参照)。従ってこれら長期専門家と協働して業務を遂行する。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 本事業の目的

- ・ 先行事業は、新設のEJSを中心に、日本の特別活動、学校運営などを参照した教育活動を導入し、全人的教育のモデルづくりとエジプト側人材(TOや校長、教員等)育成に注力してきた。
- ・ 先行事業の成果を踏まえ、本事業ではEJS以外の一般校での全人的教育モデルの普及、学校での持続的な実践、エジプトでの定着・発展に主眼を置き、それに必要な制度化・内在化(Institutionalization)、やエジプト側人材のキャパシティディベロップメントを重視することを先方政府と協議、合意した。

(2) 全人的教育モデル実施・普及の制度化・内在化(Institutionalization)

- ・ 本事業では、制度化、内在化の方策の一つとして、全人的教育モデルの普及・実践に関わる業務フロー、役割分担、年間計画、予算計画等を示す、執務要領(SOP: Standard Operating Procedure)を作成する。作成過程ではPMUの主体性を引き出しつつ作成すること。SOPは、事業終了後もエジプト側関係機関による自律的、体系的な業務遂行に資する執務参考資料であるため、読者の容易な理解と行動を促すよう文書の質の担保が重要である。

⁸ 脚注2参照。既存校はEJSの近隣に位置する一般校から選定され、EJSからの経験共有や助言・指導を受ける学校である。既存校は一般校と施設規模等が類似しているため、一般校のモデル校となることが期待される。パイオニア校は先行事業開始前にパイロット活動を行った12校の一般校を指し、特別活動の実施経験があるため、既存校同様、本事業では一般校が参照するモデル校として再強化していく予定である。一般校は全国に約1.8万校あるため、一気に全ての一般校を対象とするのではなく、普及戦略に則り、拠点となるEJSや既存校等のモデル校との経験共有を段階的に進め一般校での全人的教育モデルの実践を強化していく方針である。

(3) エジプト側組織及び人材のキャパシティディベロップメント

- ・ 本事業では、事業終了までに、専門家に代わり、自律的に業務を遂行するエジプト側の人材育成、組織強化が極めて重要である。
- ・ 教育省は、自立発展性の観点から、全人的教育モデルの普及・実践に責任を負うPMUのキャパシティディベロップメントを重視し、PMUスタッフの技術的及びマネジメント能力の強化を本事業に要望した。
- ・ プロジェクト活動においてはPMU組織の合理化や、スタッフ人材の自律的な関与を引き出し、本事業終了までにエジプト側人材による自律的な事業運営の実現を目指す。

(4) 普及戦略に基づく全人的教育モデルの段階的・分権的な普及

- ・ エジプト政府はEducation2.0導入に伴い、毎年全国カリキュラム研修を実施している（新たに新カリキュラムを導入する学年が対象）。Education2.0に導入されたMini-Tokkatsuにかかる研修も全国カリキュラム研修に含まれるべきであるが、教育省内の調整不足により実態としてほとんど実施されていない。
- ・ 本事業が依拠する「普及戦略」は先行事業の中で策定されるが、その骨子を教育省は次のように確認している（詳細計画策定調査のミニッツを参照）。
 - 1) 全国カリキュラム研修（Edu 2.0）及び既存の現職教員研修に、全人的教育モデルを伝達する課程を導入する（研修モジュールの開発や研修講師の能力強化等は本事業で支援する）。
 - 2) 導入研修等と合わせて、EJSなどの先行実践校をモデル校に位置付け、その経験を共有（学校間の学び合い活動）し、一般公立校での実践勧奨・強化を図る。
 - 3) 1.8万校の一般校を一度に経験共有の対象とすることは困難なので、段階的に、かつ分権的に普及展開を検討する。経験共有の計画策定では、地方教育行政機関（県・地区）の自発的な関与を引き出し、州・県が主導する分権的な普及方策を取る。

(5) EJS及び既存校の位置づけ

- ・ EJS、既存校、パイオニア校をモデル校として育成し、EJSから既存校・パイオニア校、既存校・パイオニア校から公立校へ、経験・知見を共有する。現時点（2021年5月時点）で、一般校から35校が既存校として選定されたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う休校措置等の影響により、研修等の活動を開始できていない。これら35校の既存校は、2018年に設立された35校のEJSから経験共有を受け等、EJSと対となる学校として選定されたが、教育省はEJSの増加に伴い既存校の数やEJS1校あたりに対応する既存校数も増加させる意向である。
- ・ 従って、一般校への経験共有を円滑に進めていくためにも、いち早く既存校の能力強化・実践強化を支援することが肝要である。専門家は既存校への介入が円滑に進むようPMUを技術的に支援する。

(6) 実施体制、エジプト側関係機関の役割分担と円滑な連携

- ・ 本事業のC/Pは教育省PMUである。一方で全人的教育モデルの普及・実践には、同省カリキュラム開発局や、基礎教育局、県・地区教育事務所なども関与するため、それら機関との必要な調整はPMUが担い、円滑に普及活動を進めていく必要がある。

(7) 特別活動研修/認証制度（TTCS）

- ・ 先行事業で、特別活動研修/認証制度（TTCS：Tokkatsu Training and Certification System）にかかるパイロット活動を実施している。同パイロットはエジプト側の

要望により、人材育成に関する活動レベルの取り組みを拡充し、一つの成果として追加された。TTCS は日本人専門家に代わり全人的教育モデルの実践・指導にあたる、エジプト人材の育成を目指す制度である。

- ・パイロット活動では全人的教育モデルの導入・普及の中核的な役割を担う TO を対象に、①TO に期待される能力 (Intended Learning Outcome: ILO)、②ILO 習得に必要な研修内容、③研修実施を担う機関の能力要件、および④TO の能力評価基準を整理し、その上で TO の現段階の能力を評価する。2021 年 9 月頃を目途に、本パイロット活動の結果、教訓、および提言がなされ、これに伴う PDM の改訂が予定されている (2021 年内)。エジプト側は、本事業の目指す制度化、持続性担保には TTCS が不可欠であるとの強く考えており、その実現に対する期待は非常に大きい。

(8) 幼稚園への介入について

- ・EJS 付設幼稚園は、Tokkatsu plus が示す「遊びを通じた学び」を導入、実施している。PMU は活動の種類を増やすなどし、就学前段階の全人的教育実践を発展させていく意向である。
- ・また、教育省は世銀の支援を活用し、保護者の関心喚起のため、EJS 以外の一般幼稚園への全人的教育モデルの導入も検討したいと考えている。
- ・これら PMU の意向を踏まえ、本事業では、先行事業が開発した教材の改訂や EJS 教員の能力強化を通じ、エジプト側人材の育成を支援する。

(9) 他事業との情報共有、連携 (円借款、協力隊、民連事業)

- ・本事業は、2016 年 2 月に日エジプト共同声明とともに発表されたエジプト・日本教育パートナーシップ (EJEP) に基づき実施されるものである。
- ・EJEP は教育に関する包括的な協力パートナーシップで、就学前教育、基礎教育、技術教育、高等教育を対象に、技術協力及び資金協力を活用し、日本の教育の特長を生かした協力を展開している。本事業は基礎教育分野での協力を位置付けられる。この「傘」の下で、基礎教育レベルでは以下の事業が実施されている。専門家は事業間の情報共有や協働を通じ相乗効果の発現を促進する。

- 1) 個別専門家「Executive Committee(EC)1-PMU Co-director」(2017~2022 年)を派遣中。本個別専門家は EJEP の下実施される基礎教育及び技術教育事業の全体調整・連携促進を図るため、EC2Co-director (高等教育省に派遣されている個別専門家。後述)と協力し、EC や Steering Committee (SC) 開催に係る調整を担う。本事業専門家 (長期専門家及びコンサルタント) は、本個別専門家の調整に基づき、本事業分について EC や SC のための資料作成 (プログレスレポート等)、関係閣僚等への進捗報告など開催支援を行うとともに、必要に応じ、EC や SC に出席する。なお、エジプト側との協議により、2021 年 8 月以降、本個別専門家は技術教育事業の技術支援に重点を置くこととなった。引き続き EC や SC の開催にかかる調整は本個別専門家が担うものの、基礎教育部分の事業実施には直接関与しない。
- 2) 技術協力「就学前の教育と保育の質向上プロジェクト」(2017 年 6 月~2021 年 10 月)は保育園を対象として「遊びを通じた学び」など、日本式保育の要素を取り入れた就学前教育支援を実施している。保育園、幼稚園の実践は共通しており、密に優良事例情報を共有・交換するなど、相乗効果の発現を図る。
- 3) 教育分野の海外協力隊員が多数派遣されており、学校での「Tokkatsu」実

施促進に向けた連携を図る。具体的には本事業で開発した教材等の共有や、各種研修の参加案内、定期的な情報共有の機会の設定等。

- 4) 民間連携事業で採択された本邦企業が算数の e ラーニングプログラムや、プログラミング教育、認知・非認知スキルの評価方法、日本式音楽教育等の分野で EJS 等を対象とした提案事業を実施中。子どもの学びの改善に向けこれら企業とも連携を図る。具体的な連携活動については上記 3) 同様。
- 5) 円借款「エジプト・日本学校支援プログラム」(2017 年度 L/A 署名) は教育セクター向け財政支援で、エジプト政府が進める日本式教育の導入・普及に向けた政策・制度構築を促している。本事業の展開に必要な先方政府負担経費は、同借款から工面されると思しきところ、資金確保を理由に本事業の活動が遅滞せぬような調整が肝要である。また、本事業で予定される活動・成果の一部は同プログラムローンのディスバース指標に位置付けられており、本事業の活動を通じて、それら指標の達成を支援する。
- 6) 円借款「人材育成事業(エジプト・日本教育パートナーシップ)」(2017 年度 L/A 調印) は、日本への留学、研修等を通し人材育成を推進するものであり、教育セクターの短期訪日研修を含む。本事業で導入しているコンセプト等を踏まえ、EJS の教員等を対象に特別活動や日本の学校運営等の研修を開催し、教員等の能力強化を目的として実施中。同短期訪日研修の実施主体である高等教育省及び在京エジプト大使館、研修受託機関である福井大や高等教育省に派遣中の個別専門家「Executive Committee(EC) 2 Co-director」(2021~2022)、円借款コンサルタントなど関係者と連携し事業促進を図る。

- ・ 上記のほか、エジプト政府は、2020 年 10 月以降、日本人の校長・教頭経験者を中心とした EJS スーパーバイザーを招聘し、以来 10 名の邦人が EJS を支援している。先行事業は EJS スーパーバイザーと情報交換を行い、一部活動に関してはリソースパーソンとして関わってもらうなど密に連携を図ってきた。エジプト政府は今後も EJS スーパーバイザーの招聘を継続する意向で、本事業でも引き続き連携・協働する。具体的な連携活動については上記 3) 同様。

(10) 一般公立校における子どもの非認知能力涵養、効果測定

- ・ 本事業では全人的教育モデルの導入・普及にかかる仕組みづくり、そのための人材育成や制度に主眼を置くが、全人的教育モデルの導入・普及の目的そのものは子どもたちの非認知能力の向上である。
- ・ 従って、本事業では全人的教育モデルの導入・普及により一般公立校の子どもたちの行動変容や、非認知能力への影響等を定量・定性的、かつ定期的に確認し、本事業の効果を検証する。

(11) 技術協力プロジェクトの柔軟性の確保

- ・ 技術協力プロジェクトの実施においては、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化に応じ、プロジェクトの取り組みを柔軟に変更していくことが必要である。新型コロナウイルス感染拡大の影響は本事業期間中にも及ぶとの予見に基づき、休校、分散登校・在宅学習時における対応策を準備しておくこと。左記「対応策」について、プロポーザルにて概要を提示すること。
- ・ 専門家は、本事業を取り巻く環境について情報を収集し、本事業全体の進捗、成果の発現状況を詳細に管理し、本事業の運営に関し、適時 JICA に提言する。JICA は、専門家からの提言について遅滞なく検討し、必要に対応(先方実施機関との基本合意文書の変更、契約の変更等)する。

(12) ジェンダー配慮

- ・ 本事業では、ジェンダーに十分配慮し、本事業が男女格差を助長することにならないよう留意する。エジプト政府のジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関する政策（「エジプト女性のエンパワーメントのための国家戦略 2030」等）に基づき教材等を開発すること。開発した教材等が男女の役割に対する固定観念や偏見を助長、容認していないか留意すること。
- ・ ジェンダーバランスに留意し、PMU や学校レベルでの人材育成・研修等の活動を行うこと。また、全ての子ども Tokkatsu の活動に参加できるように活動の内容やその実施方法等に留意すること。
- ・ 本事業実施上のデータ収集は男女別に確認、分析し、活動計画の策定に生かすこと。

(13) 事業のフェーズ分け

- ・ 本業務は、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定する。

第1期：2021年9月～2023年8月

第2期：2023年9月～2025年9月

第3期：2025年10月～2027年11月

- ・ このため、各契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示し、契約交渉を経て契約書を締結することとする。なお、契約期間分けについては、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案する。

(14) 長期専門家の配置

- ・ 本契約とは別に長期専門家2名（チーフアドバイザー、Tokkatsu 実践）を配置する予定である。チーフアドバイザーは、PDM が示すプロジェクト目標・成果・活動につき、本事業が円滑に運営され、協力期間内に所期の目標達成が見込まれる状態となるよう、EJEP 基礎教育部門の日本側における総括責任者として、本事業全体の計画立案、運営管理を行う。コンサルタントは、同チーフアドバイザーと協力して、以下第7条に記載される業務を実施する。技術協力成果品の作成や、人材育成にかかる各種研修、経験共有活動等の技術移転は、本契約の各担当分野の専門家が C/P と協働で行う。チーフアドバイザーと常に計画・進捗を共有し、プロジェクトの円滑な実施、目標達成のため、必要な協議、調整を行うこと。
- ・ 長期専門家の業務内容詳細は配布資料を参照のこと。

第7条 業務の内容

本事業では以下に記載の業務（活動）を実施する（必ずしも時系列の記載になっていないことに留意する）。想定される工程は R/D に添付の PO（Plan of Operation）のとおりである。成果達成に必要なだが PDM が明示しない活動や、より適切な工程等、プロポーザルに含めて提案すること。なお、全ての活動を PMU 等 C/P の自律的関与を引き出し実施すること。

【全体に関する業務】

(1) ワークプランの作成・協議

- ・ 本事業の全体像、基本方針、方法、実施体制案、業務工程計画等を含むワークプラン（英文）を起案する。
- ・ ワークプランを PMU と協議し最終化する。PMU との協議議事を記録する。

- ・ 最終化したワークプランを、関係機関に共有する。
- (2) **本事業実施体制の整備 (関係者の職務、役割分担の明確化)**
- ・ 本事業の実施体制につき、関係者の職務と役割分担を検討し、文書で確認する。なお、PMU 以外の関係者の理解・参画を促すため、職務や役割を Executive Committee 1 (EC1) にて周知し、教育省通達等の発出を支援する。
- (3) **先方負担事項の円滑な履行にかかる支援**
- ・ 先行事業同様、現地での事業経費（現地での研修、経験共有、学校での Tokkatsu 実施、教員ガイドの教材の印刷・配布等の費用）は、全てエジプト側で負担することで合意した。日本側は専門家の派遣、専門家自身の執務に必要な経費（通訳備上等）と本邦研修費用を負担する。
- ・ エジプト側が適時適切なタイミングで活動に必要な予算を確保・支出できるように、エジプト側の調整に必要な期間を見込み、活動計画と予算計画の策定を支援する。
- ・ 前述のとおり、JICA は円借款により、日本式教育の導入・普及に向けた制度構築支援を目的としたプログラムローンを経済エジプト政府に貸し付けており、現在までに 2 回、合計 111 億円がディスバースされた。本事業の活動や成果の一部は同ローンのディスバース指標に位置付けられている。従って、先方負担事項の履行に当たり同プログラムローンの資金が有効に活用されるよう側面支援する。プロポーザルにて側面支援の具体的方策を提言すること。
- (4) **他国との経験共有**
- ・ 非認知能力向上に関心を寄せる諸国との学び合いの促進を目的に、広域セミナー開催や関心国の教育関係者の視察受入等を支援する。
- ・ 協力期間中、2 回程度（第 2 期及び第 3 期）、2、3 か国の関心国の教育関係者（各国 2-3 名）を招き、Web 会議システムも併用して、エジプト国内外から広く参加者を募る。
- (5) **報告書の作成・協議等**
- ・ 本説明書「第 8 条. 報告書等」に記載のあるモニタリングシート、ベースライン調査報告書、エンドライン調査報告書、プロジェクト業務進捗/完了報告書を作成し、関係者と協議し、進捗状況、成果を共有する。各報告書の提出時期は、「第 8 条」に記載のとおり想定されているが、より適切な提出時期がある場合には、プロポーザルで提案すること。
- ・ モニタリングシートは、JICA 本部（人間開発部基礎教育第二チーム）から提供されるフォーマットに基づき、モニタリングシート(Ver.1)を作成する。なお、その際、R/D 署名時に合意した PDM、PO の変更の必要性がないか確認し、変更する必要がある場合には JICA と協議すること。
- ・ 本事業期間中に予定されている半年に一度の定期モニタリングに際しては、業務に関連した資料等を整理・提供し、PMU と共同してモニタリングシートを作成、JICA に提出する。また、JICA 本部からの現地調査が実施される場合、必要な便宜を供与する。
- (6) **合同調整委員会の開催**
- ・ 本事業では、Executive Committee 1 (EC1) が合同調整委員会として機能する。EC1 のメンバーは R/D に規定のとおりである。本事業の円滑かつ効果的な運営のため、本事業に関する重要事項に係る意思決定をする必要が生じた際には、EC1 の開催について EC1-PMU Co-Director および PMU と検討・調整し、必要な資料作成、関係者への進捗報告等、開催支援を行う。また、必要に応じ同会議に出席する。

- このほか、EJEP の成果共有・進捗確認のため、EJEP の Steering Committee (SC) が、年 1 回程度開催される。EC1 は右 SC の下に位置付けられる。SC は大統領顧問が出席し、EJEP 関連の大臣（教育省、高等教育省、外務省、国際協力省、計画省等）が各担当事業につき報告する。SC 開催に当たっては、EC1-PMU Co-Director の調整の下、本事業の進捗・成果を報告するため、必要な資料作成、関係者への進捗報告等、SC 開催支援を行う。また、必要に応じ同会議に出席する。

(7) 本業務に関連した会議への出席

- 本業務に関連した JICA や PMU、関係機関との会議に出席し、会議資料及び議事録を作成する。会議の結果、合意に至る事項は文書で確認する。

(8) 広報活動の実施

- 本事業の活動、意義、及びその成果をエジプト及び我が国両方の国民各層に正しく理解してもらえよう、現場の様子動画撮影・活用等を通して本事業を可視化し、効果的な広報に努める。
- 特にエジプトの保護者にとり、全人的教育モデル・Tokkatsu モデルは、エジプト政府が進める新たな取組みである。活動の狙いや効果を丁寧に伝え、理解を深めていく必要がある。
- また、本事業に関する JICA のウェブサイト（日本語・英語）では、活動の進捗状況等を広報し、各種セミナーや国際会議等での発表を歓迎する（JICA が発表を依頼する場合もある）。
- 業務期間中は、広報活動の全体方針並びに具体的な使用媒体とその活用方法に関し、JICA 本部に対して提案すること。
- プロジェクト活動の写真等は肖像権や著作権等を適切に処理し、広く広報に活用できる材料を継続的に蓄積し、モニタリングシート提出時に合わせて提出すること。
- 以上を踏まえ、効果的な広報、啓発活動について、プロポーザルの中で提案すること。

(9) 新型コロナウイルス感染症対策

- 新型コロナウイルス感染症拡大状況下、プロジェクト活動の一環として、研修や会合等を実施する際は、特に感染症対策を講じること。

(10) 本事業終了に向けたマニュアルや機材の引き渡し

- 本事業終了に際し、協力期間中に作成したガイドやツール、機材をエジプト側へ確実に引き渡す。著作権については、資料作成時に引用箇所や写真など著作権・使用許諾等に問題ないことを確認する。本事業終了後も PMU や関係機関による活用、維持管理体制の整備を支援し、引き渡す。

【成果 1 に関する業務】

成果 1 は PMU のエンパワーメント、キャパシティディベロップメント、PMU スタッフの能力開発に関する活動である。以下の活動を PMU 及び他専門家と協働し、実施する。

(1) 活動 1-1 : PDM に記載された各活動の実施プロセスを記載した執務要領 (Standard Operating Procedure: SOP) を作成、更新、承認する。

「*」の印が付された PDM の活動について SOP を作成、更新、承認する。SOP は、活動の業務フロー、関係機関の役割分担、スケジュール、予算計画等が含まれると想定されるが、プロポーザルにて SOP の構成案を提案すること。

(2) 活動 1-2 : SOP に記載された全ての活動について、スケジュール及び予算

策定を行い、PMU 及び関係部局の年間業務計画に位置付ける。

- 1) SOP に記載された活動を元に、PMU の年間業務計画を策定する。PMU 及び関係部局は、年間計画が示す業務を継続し、実務能力の向上や業務の定着、オーナーシップの醸成を図る。
- 2) PMU と協働し、各関係部局で必要な予算を算定、計上する。

(3) 活動 1－3：学校における全人的教育モデルの実践と、子どもたちのパフォーマンスのモニタリングを行う。

1) PMU は学校での実践と子どもの変容に関するモニタリング情報⁹を集約・分析し、学校や県・地区教育事務所への支援策や、全人的教育モデルの改善・更新に役立てる。活動 3-2、3-7 もモニタリングに関する活動だが、活動 1-3 では、モニタリング情報の集約につき、PMU の能力強化、技術指導にあたる。

(4) 活動 1－4：一般校、既存校、パイオニア校及び EJS において、ベースライン、中間、及びエンドライン調査を行う。

- 1) PDM の成果指標を含め、以下事項を調査し、本事業の効果を測定する。
 - 全人的教育モデルの導入・普及、継続的な実施に必要な体制構築、能力強化、内在化の達成状況
 - 子どもの非認知能力、認知能力（学力）、その他のインパクト（学校、家庭等）
- 2) 先行事業は、涵養すべき子どもたちの非認知能力として、粘り強さ、自律性、自己肯定力、問題解決能力、帰属感、合意形成能力、共にやり抜く力、を位置付けた。本事業の効果検証はこれら能力を対象とする。非認知能力の定義としてより適切な案があればプロポーザルにて提案すること。
 - ・ 介入校と統制校を設定する。子どもの社会経済属性（SES、ジェンダーを含む）や学校の立地特性（地勢、社会・経済）を含めて情報を収集する。ベース、中間、エンドを通じて回答者を識別できるよう調査設計する。
 - ・ 非認知能力の測定では、一般的な質問紙調査だけでなく、行動観察等とも組み合わせ、定量、定性の両面で効果や影響を説明できるよう工夫する。
 - ・ プロポーザルにおいて、具体的な調査手法を提案し、先行事業からの具体的な改善項目と併せて示すこと。
- 3) 第 1 期契約期間ではベースライン調査を、第 2 期契約期間に中間、第 3 期契約期間にエンドライン調査を実施する。

(5) 活動 1－5：全人的教育モデルの実践のベストプラクティスを蓄積・共有するためのプラットフォームを整備する¹⁰。

- 1) PMU は、全人的教育モデルの実践や実践時の工夫について、優良事例を広く収集し共有する Web プラットフォームを整備し、その利用を促進する。
- 2) 専門家は、左記に関連し、PMU を技術的に支援する。
 - ・ Learning Curve(TO・EJS 教員用)や、Egyptian Knowledge Bank (EKB)、既往のプラットフォームの活用を検討する。

⁹ 全人的教育モデル実践に関する情報は、学校種別に設置されたモニタリングシステムが収集する（活動 3－2、活動 3－7）。

¹⁰ 全人的教育モデルは Mini-Tokkatsu として新カリキュラムに含まれ、週に 1 授業時数（45 分）が割り当てられている。しかし、EJS を除く一般校ではほとんど実践されていない。新カリキュラムの全国研修での Mini-Tokkatsu の扱いが極めて限定的、Mini-Tokkatsu 担当の指導主事の不在、学校の支援が行われないことなどが主な原因であるが、Tokkatsu はエジプトの教員にとっては新しい概念であり、実施方法がわからないという側面もある。

(6) 活動 1-6 : 進捗に従い、全人的教育モデル普及戦略の改訂を行う。

1) 全人的教育モデルの導入・普及の進捗状況を踏まえ、普及戦略を定期的に改訂する。専門家は、PMU が自律的に更新できるよう技術的に支援し、PMU の能力を強化する。

(7) 活動 1-7 : 他関係部局と調整を図りながら、全人的教育モデルの普及と質の高い実践を保証するため、PMU スタッフ¹¹⁾に対して能力強化プログラム(技術面及びマネジメント面)を提供する。

1) 全人的教育モデルの普及と質の高い実践を保証するため、PMU スタッフの実務能力を高める。PMU スタッフの、全人的教育モデル(特別活動、学校運営等)の理解(技術面)、プロジェクトマネジメント、コミュニケーション、評価に関する知識・スキル強化(マネジメント面)が要望されている。

2) プロポーザルにて、能力強化プログラムの概要を提案すること。なお、JICA の課題別研修も有効活用も併せて検討する。

(8) 活動 1-8 : TO 及び PMU の調査研究チームに対し、TTCS プロポーザルに基づく能力強化プログラムを提供する。

3) TTCS プロポーザルは 2021 年 9 月頃に提出されるため、本活動は今次提案の対象外とする。TTCS プロポーザルを吟味し、必要な変更を PDM に施す予定である。

【成果 2 に関する業務】

成果 2 は全人的教育モデルの導入・普及に必要な教材開発に関する活動である。以下の活動を PMU 及び他専門家と協働し、実施する。

(1) 活動 2-1 : 全人的教育モデルの実践に必要なカリキュラムフレームワーク、教員ガイド等必要な教材を開発、承認する。

1) 小学 5 年生(G5)～中学 3 年生(G9)のカリキュラムフレームワーク、教材を策定・開発する¹²⁾。エジプト側による自律的な教材開発を促す一方、日本人専門家は技術支援に徹する態度で臨む。

2) 教育省カリキュラム開発局が左記教材を承認する。適時適切な承認を得るよう、PMU が省内を調整する。専門家は左記調整を支援する。

3) 全人的教育モデルのカリキュラムフレームワークや教材開発等を主導するエジプト人材を育成する。日本の教育現場視察や、教育関係者との意見交換等の機会を設ける(本邦研修、2022 年度以降 2027 年度まで、毎年 1 回、2 週間、20 名程度)。各年度の研修対象者(人数規模を含む)、研修目的、訪問先等、プロポーザルで提案すること。

(2) 活動 2-2 : これまで開発した全人的教育モデルの実践に必要なカリキュラムフレームワーク、教員ガイド等必要な教材を改訂し、承認する。

(3) 活動 2-3 : 教育省が実施する全国カリキュラム研修で活用するための Mini-

¹¹⁾ PMUには、15名程度のスタッフがおり(2021年5月時点)、本事業のC/Pとしてより頻繁に関与するのは以下を担当するスタッフである:財務、事務、研修・フォローアップ、教育課程(他教科との接続)、研究開発(R&D)チーム(Tokkatsuカリキュラム担当)、IT、モニタリング、既存校(県・地区教育事務所との調整役)、および財務監査。

¹²⁾ 先行事業にて、KG~4年生までのカリキュラムフレームワーク、教材等を開発済みである。

Tokkatsu 用研修モジュールや教材を開発する。

- 1) 教育省は全国カリキュラム研修において Mini-Tokkatsu を含む新カリキュラムの導入研修を毎年次実施する予定である。Mini-Tokkatsu 導入用の研修モジュール及び教材を提供し、また研修の中で実際に活用されるよう、PMU による省内調整を専門家は支援する。
- (4) **活動 2-4: 教育省が計画し、県・地区教育事務所等によって実施される現職教員研修で活用するための Mini-Tokkatsu にかかる研修モジュール及び教材を開発する。**
- 1) 教育省は 2020 年に策定した CPD 戦略に基づき現職教員研修を実施する予定である。同研修の計画は教育省が策定するが、その実施は、県・地区教育事務所が主導する見込みである。Mini-Tokkatsu が現職教員研修プログラムにて扱われるよう、研修モジュール及び教材を提供する。
 - 2) Mini-Tokkatsu が現職教員研修プログラムにて扱われ、提供した教材が実際に活用されるよう、専門家は、PMU による省内調整を支援する。
- (5) **活動 2-5: 全人的教育モデルを推進するため、大学の教育学部や私立学校等に対し、全人的教育モデルにかかる研修モジュールや教員ガイド等の教材を提供する。**
- 1) PMU は全人的教育モデルの教員養成課程（大学の教育学部）や、私立校への導入を積極的に推進する構えである。PMU による省内外での調整がなされ次第、研修モジュール、教員ガイドの提供、TO の講師派遣等を通じ支援する。

【成果 3 に関する活動】

成果 3 は、学校（EJS、既存校、パイオニア校、一般校）レベルの全人的教育モデルの実践者の能力強化を目指す活動である。

(1) **活動 3-1: EJS、既存校及びパイオニア校の校長及び教員に対して研修を実施する。**

- 1) PMU は各年度に新設された EJS の教員を、新学期開始前に研修する。適切なタイミングで、質の高い研修が円滑に実施されるよう、技術的に支援する。
- 2) PMU と協議し、既存校、パイオニア校の教員に対し、全人的教育モデルの導入にかかる研修を計画し、その実施を技術的に支援する。全人的教育モデルの範囲が学校種別に異なる点に注意を要する（脚注 2 参照）。
- 3) いずれの研修もエジプト側人材（主に PMU 及び TO）が自律的に計画、実施（研修講師）し、専門家がこれを側面から支援する。

(2) **活動 3-2: 学校レベルでの全人的教育モデルの実践を強化するため、TO は学校のモニタリングを行う。**

- 1) TO は、EJS、既存校、パイオニア校での全人的教育モデル実践と子どもの変容をモニターし、校長・教員を支援、指導する。専門家チームは、モニタリングの計画、方法等について技術的に支援する。
- 2) PMU は、集約したモニタリング情報（活動 1-3）を分析し、全人的教育モデルの実践状況を把握し、学校や県・地区教育事務所への支援策や、全人的教育モデルの改善・更新等の対処を講ずる。専門家はこれを側面から技術的に支援す

る。

(3) 活動 3-3：全国カリキュラム研修の講師に対して、Mini-Tokkatsu にかかる研修を、段階的、分権的に実施する。

- 1) 教育省が実施する全国カリキュラム研修にて、Mini-Tokkatsu の導入研修を担当する講師に対し、TO を講師とした全人的教育モデルに関する研修を実施する。
- 2) 活動 2-3 で開発した研修モジュールや教材等を活用する。

(4) 活動 3-4：県及び地区教育事務所により実施している現職教員研修に TO を講師として派遣する。

- 1) 県・地区教育事務所が実施する現職教員研修に TO を派遣し、全人的教育モデルの実践に関し技術的に支援する。
- 2) 活動 2-4 で開発した研修モジュールや教材等を活用する。

(5) 活動 3-5：県及び地区教育事務所とともに定期的な経験共有を段階的に、分権的に実施する。

- 1) EJS を拠点校として、既存校、パイオニア校、一般校との経験共有活動を各地域において、計画し、実施する。経験共有活動は学校見学、授業研究、教員の人事交流、地域研究大会等、各地域の自発的なアイデアを引き出し実施する。プロポーザルでは学校間・教員間の経験共有の方策につき具体的なアイデア（実施方法）を提案すること。
- 2) PMU の技術支援の下、県及び地区教育事務所の自発的・自律的関与を引き出し、エジプト側が計画し、実施できるよう技術的に支援する。
- 3) 第 1 期契約期間においては、まずは既存の EJS（43 校）及び既存校（各 EJS に対し 1 校）、パイオニア校（12 校）と、一般校（各 EJS に対して 5 校程度）の規模で試行的に実施する。一般校での実践をサポートするため、試行結果を踏まえて、教育省や県及び地区教育事務所と協議し、段階的に規模を広げていくこと。
- 4) また、EJS、既存校の数は限定的なため、その関与を前提とした普及方策のみでは不十分となる可能性が予見される（一般校への普及に相応の時間を要する）。については、EJS、既存校の介在を必要としない、県・地区教育事務所主導による一般校への普及方策も検討し、プロポーザルにて提案すること。ただし、PMU は、今のところ EJS、既存校を拠点校として一般校へ普及させる方針のため、拠点校を介在させない普及方策については、PMU と協議し、その実施可能性を追求すること。

(6) 活動 3-6：Education2.0 担当の指導主事に対し、Mini-Tokkatsu にかかる研修を実施し、助言する。

- 1) Education2.0 担当指導主事を対象に、Mini-Tokkatsu にかかる研修を実施し、学校での実践をモニタリング・指導できるよう能力強化を図る¹³。
- 2) 成果 2 の活動で開発した研修モジュールや教材等を活用し、TO が研修を実施する。

¹³ Education2.0 の指導主事は各県教育事務所に配置され、Education2.0 に基づく新カリキュラムが導入された学年（2020/2021 学年度までで小学 1 年から小学 3 年生まで）をモニタリング・指導する役割を担う。Education2.0 は Mini-Tokkatsu を含むため、Mini-Tokkatsu も指導主事による指導対象に含まれる。しかし、全人的教育モデルに係る研修経歴をもつ指導主事は殆どなく、Mini-Tokkatsu 実践のモニタリング・指導はできていない。

(7) 活動 3-7：学校レベルでの全人的教育モデルの実践を強化するため、Education2.0 担当の指導主事は学校のモニタリングを行う。

- 1) Education2.0 担当指導主事が、定期的に一般校における全人的教育モデル実践をモニタリングし、校長・教員に対し適切なフィードバック・指導ができるよう、専門家は、モニタリングの計画策定、モニタリング方法にかかる技術的に支援する。
 - 2) また、学校でのモニタリング・指導について、TO から Education2.0 指導主事に対して適切な助言・指導が行われるよう技術的に支援する。
 - 3) 一般校での全人的教育モデルの実践状況について、他教科のモニタリング結果と同様に教育省に報告され、適切に把握し、必要な対処を講ずることができるようモニタリングの実施体制の整備を技術的に支援する。
- 4) 活動 1-2、3-2、3-7 を含め、学校（一般校、パイオニア校、既存校、EJS）の実践の「モニタリング」の全体像のあるべき姿につき、所見をプロポーザルにて示すこと。「モニタリング」の全体像には、モニタリングの担い手（TO、指導主事その他）、情報の集約、分析、措置（教員、学校、地方教育事務所への支援措置や、PMU による全人的教育モデルの改善）が含まれる。また、これらモニタリングにより集められた情報等と、ベースライン、中間、エンドライン調査（活動 1-4）との関係も整理して示すこと。

(8) 活動 3-8：TTCS にかかるパイロットプロジェクトの成果がどのように他の教育実践者（校長、教員、Education2.0 担当指導主事等）に対し適用されうるか検討する。

- 1) 先行事業終了時（2021 年 9 月頃）に提出されるパイロットプロジェクトの成果報告書（教訓と提言「TTCS プロポーザル」）を踏まえ、本事業での対応をエジプト側関係者、日本側関係者で協議する予定である。これら協議に参加し、TTCS の取り扱いにつき具体的に提案する。
- 2) 協議結果を踏まえ、PDM を改訂する予定であり、これに即した追加活動等について JICA と協議する。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、契約年次ごとの業務進捗／完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付する。

各報告書等の先方政府への説明に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了解を得る。なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、それとは別に先方政府関係機関への説明や配布等に使用する部数を確定すること。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1期契約	業務計画書(第1期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文:3部 電子データ一式
	ワークプラン(第1期)	業務開始月から1カ月以内 (2021年10月上旬)	和文:3部、英文:3部 電子データ一式
	モニタリングシート(第1回)	業務開始から約6カ月後 (2022年3月上旬)	和文:3部、英文:3部 電子データ一式
	モニタリングシート(第2回)	業務開始から約12カ月後 (2022年10月上旬)	和文:3部、英文:3部 電子データ一式
	モニタリングシート(第3回)	業務開始から約18カ月後 (2023年4月上旬)	和文:3部、英文:3部 電子データ一式
	業務完了報告書(第1期)	第1期契約終了時 (2023年8月末)	和文:3部、英文:3部 CD-R:2枚(電子データ一式)
第2期契約	業務計画書(第2期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文:3部
	ワークプラン(第2期)及びモニタリングシート(第4回)	業務開始から1カ月以内 (2023年10月上旬)	和文:3部、英文:3部 電子データ一式
	モニタリングシート(第5回)	業務開始から約6カ月後 (2024年3月上旬)	和文:3部、英文:3部 電子データ一式
	モニタリングシート(第6回)	業務開始から約12カ月後 (2024年10月上旬)	和文:3部、英文:3部 電子データ一式
	モニタリングシート(第7回)	業務開始から約18カ月後 (2025年3月上旬)	和文:3部、英文:3部 電子データ一式
	業務完了報告書(第2期)	契約終了時 (2025年9月末)	和文:3部、英文:3部 CD-R:2枚(電子データ一式)
第3期契約	業務計画書(第3期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文:3部
	ワークプラン(第3期)及びモニタリングシート(第8回)	業務開始から1カ月以内 (2025年10月上旬)	和文:3部、英文:3部 電子データ一式
	モニタリングシート(第9回)	業務開始から約6カ月後 (2026年3月上旬)	和文:3部、英文:3部 電子データ一式
	モニタリングシート(第10回)	業務開始から約12カ月後 (2026年10月上旬)	和文:3部、英文:3部 電子データ一式

モニタリングシート（第 11 回）	業務開始から約 18 ヶ月後 （2027 年 3 月上旬）	和文：3 部、英文：3 部 電子データ一式
モニタリングシート（第 12 回）	業務開始から約 24 ヶ月後 （2027 年 10 月上旬）	和文：3 部、英文：3 部 電子データ一式
プロジェクト事業完了報告書	契約終了時 （2027 年 11 月中）	和文：3 部、英文：3 部 CD-R：2 枚（電子データ一式）

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下の通りとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA 本部とコンサルタントで協議、確認する。

1) ワーク・プラン記載項目（案）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与負担事項
- ⑨ その他必要事項

2) モニタリングシート

別途 JICA が指定する様式に基づき、PMU を含む関係者とともにモニタリングシートを作成し、3 か月毎に更新するとともに、半年毎に JICA へ提出する。

3) 第 1 期及び第 2 期事業完了報告書（案）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM、PO に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言
- ⑥ 次期活動計画
- ⑦ 添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）
 - PDM（最新版、変遷経緯）
 - 業務フローチャート
 - 詳細活動計画
 - EC1 等議事録
 - その他活動実績、業務の進捗が確認できる資料等

4) プロジェクト事業完了報告書記載項目（案）

受注者は、プロジェクト終了3か月前までを目安にプロジェクト業務完了報告書を作成し、事前にJICAにドラフトを提出し、承認を得たのち、先方政府へ説明及び内容

に関して協議する。また、この協議結果を踏まえプロジェクト業務完了報告書を修正の上、JICAが開催する会議でプロジェクト事業完了報告書に基づく最終報告を実施する。

なお、プロジェクト業務完了報告書には最低限以下の項目が含まれる。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動実績
- ③ 投入実績（専門家派遣実績、研修員受入実績、供与機材実績、現地業務費実績等）
- ④ プロジェクトの成果（裨益者数、PDMに即して記載）
- ⑤ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ⑥ プロジェクト目標の達成度
- ⑦ 上位目標の達成に向けての提言
- ⑧ PDMの変遷
- ⑨ 6項目評価
- ⑩ 添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）
 - (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
 - (イ) 業務フローチャート
 - (ウ) 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
 - (エ) 研修員受入実績（国別研修を実施した場合）
 - (オ) 機材調達実績（引渡リスト含む）
 - (カ) 合同調整委員会議事録等
 - (キ) その他活動実績
 - (ク) プロジェクト活動に移した写真（報告書に別途添付し、電子データで納品）

（１） 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出にあたっては、契約年次ごとに提出する業務完了報告書に添付して提出することとする。

- 1) ベースライン調査報告書、中間調査報告書、エンドライン報告書（同調査を実施する際に取得したデータ一式を含む）
- 2) 全人的教育モデルの実践のために開発した教材等（映像資料等を含む）
- 3) SOP

（２） コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICA本部に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA本部に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動写真
- 3) 業務フローチャート（計画と実績）

（３） 現地再委託の成果品

現地再委託にて実施した業務結果については、業務進捗／完了報告書提出時に現地委託業務報告書を提出する。

(4) 収集資料

契約期間中に収集した資料、データ及びそのリスト一式を、契約年次ごとに提出する。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

第1期：2021年9月～2023年8月

第2期：2023年9月～2025年9月

第3期：2025年10月～2027年11月

このため、各契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。なお、契約期間分けについては、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することとする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 124 人月 (M/M) (現地：100M/M、国内：24M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/教育計画（1号）
- ② PMU 能力強化／制度化（3号）
- ③ 全人的教育（特別活動）／学校運営（2号）
- ④ 幼児教育
- ⑤ 教育評価／効果測定（3号）
- ⑥ 研修計画／モニタリング

(3) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

- 詳細計画策定調査 討議議事録 (Minutes of Meeting : M/M)
- 協議議事録 (Record of Discussions : R/D)
- エジプト国「学びの質向上のための環境整備プロジェクト」業務完了報告書 (第1次契約期間) (2019年5月)
- エジプト国「学びの質向上のための環境整備プロジェクト」モニタリングシート Version 5.(2020年1月) (別添資料割愛)
- エジプト国「学びの質向上のための環境整備プロジェクト」モニタリングシート Version 6.(2020年8月) (別添資料割愛)
- エジプト国「学びの質向上のための環境整備プロジェクト」モニタリングシート Version 7.(2021年1月) (別添資料割愛)
- エジプト国「学びの質向上のための環境整備プロジェクト」技術協力成果品 - EDU2.0に基づく特活実践ハンドブック (和文) (2020年7月)

- Teacher manual for Special Activities (Tokkatsu) (英文) (2020)
- 教員ガイド：遊びを中心とした幼稚園生活編 (和文) (2020年9月)
- 日本式教育における学校運営・学級経営ガイド (和文) (2020年)
- Impact Study: Progress Report (4) (English) (英文) (2019年9月)
- Curriculum framework of Tokkatsu for grade 1,2, and 3(和文)
- Ministerial Decree No,171 dated 8th August 2019 (英文)
- TTCSパイロットプロジェクト実施概要 (2020年) (和文)

2) 公開資料

- エジプト「特別活動を中心とした日本式教育モデル発展・普及プロジェクト」事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_1904486_1_s.pdf エジプト・アラブ共和国 エジプト日本学校(EJS)普及に向けた情報収集・確認調査ファイナルレポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032495.html>
- エジプト・アラブ共和国 基礎教育分野にかかる情報収集・確認調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027033.html>
- JICA 広報誌「MUNDI」(2019年4月) 日本式の協力 だから、日本式！—生活編—
<https://www.jica.go.jp/publication/mundi/ku57pq00002kfsx7-att/201904.pdf>

(4) その他留意事項

1) 安全管理

コンサルタントは、業務実施に際して安全対策について万全を期す必要がある。特に安全対策に関するJICAエジプト事務所からの指示に従うとともに、JICAの安全対策措置を厳守すること。現地の治安状況については、JICAエジプト事務所等と定期的に情報収集を行うとともに、日常的に政治・社会・治安情報の収集に努めること。また、緊急時の連絡体制については、通信手段の確保や連絡網（ローカル人材含む）の作成を含め、万全を期すこと。現地における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

現在エジプト全域において業務渡航はJICA（安全管理部長）の承認を必須としている。渡航に際しては事前申請が必要であることからJICAの指示に従うこと。

2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上